

「岡山県警察と岡山県警察歯科医会の協力援助に  
関する覚書」に関する追加事項の確認について

平成3年8月1日、「岡山県警察と岡山県歯科医師会法歯会との協力援助に  
関する覚書」を締結したところであるが、この度、同覚書の見直しを行い、次  
のとおり、第3条（身分証明書）の内容の追加及び第6条（その他）の新設を  
確認するとともに、平成16年4月1日付の名称変更に伴い、「岡山県歯科医  
師会法歯会」を「岡山県警察歯科医会」（以下「警察歯科医会」という。）に  
読み替えることを確認する。

平成18年11月11日

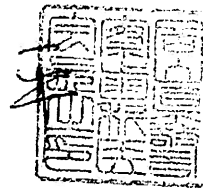
岡山県警察本部  
刑事部長

吉見



岡山県警察歯科医会  
副会長

藤井龍



（身分証明書）

第3条 警察歯科医会委員等が現場に臨場する場合は、警察本部長が発行する  
身分証明書（別記様式）を携行し、必要に応じて、現場の警察官に提示する  
ものとする。

2 警察歯科医会委員等は、任期が満了し又は職を辞したときは、速やかに身  
分証明書を警察歯科医会事務局を通じて、警察本部長に返納しなければならない。

3 警察歯科医会委員等は、身分証明書を紛失又はき損したときは、速やかに  
警察歯科医会事務局を通じて、警察本部長に申し出るとともに、紛失したと  
きは、併せて所轄警察署長に遺失届を届け出るものとする。

（その他）

第6条 本締結に関し、疑義が生じた場合は、その都度、協議するものとする。